

日本学生支援機構の貸与奨学金について、大学院に入学する前に申し込み、予約しておくことができます。

申請資格

2026年4月または10月に本学大学院への進学を希望する者（これから受験する方も申請可能です。外国人留学生は対象外となります。）

選考方法

家計については日本学生支援機構の基準です。

※第一種奨学金と授業料後払い制度との併用は出来ません。

なお、大学院には本学独自の入学料・授業料減免制度があります。

大学院入学手続き時に必ずご確認ください。

申請スケジュール

1. 申請書類の配付：担当係窓口で配付または郵送
配付期間：9月26日(金)～10月24日(金)
郵送を希望する方は、申請書送付用の封筒(※)を下記担当係まで提出してください。
※封筒…角2型（A4の紙が折らずに入る大きさ）で、
送付先住所・氏名を明記のこと（**切手 270 円貼付**）
2. インターネットでの入力：
日本学生支援機構のサイト“スカラネット”から必要事項を入力
入力期間：10月1日(火)～10月26日(日)
※入力に必要なID等は申請書類と共にお渡しします。
3. 申請書類の提出：担当係の窓口へ書類を提出または郵送（記録の残る方法）
受付期間：10月20日(月)～10月31日(金) 18:00

その他：奨学金制度は下記 URL よりご確認ください

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/convenient/campuslife/exemption.php>



担当係・書類提出先

- ◆峰キャンパスに通学する学生（指導教員の研究室が峰地区・未定の方）
宇都宮大学学務部学生支援課
〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町 350
- ◆陽東キャンパスに通学する学生（指導教員の研究室が陽東地区）
宇都宮大学学務部陽東学務課
〒321-8585 栃木県宇都宮市陽東 7-1-2

大学院奨学生候補者（予約採用）の募集について
（2026年4月・10月進学予定者用）

◆その他の制度案内（参考）

1. 本学独自の入学料免除・授業料免除制度

★**重要事項** 入学料免除と授業料免除は、別の制度であるため、**それぞれ申請が必要です**。ご注意ください。

(1) 入学料免除

次の入学料免除申請資格に該当する者を対象として、本人の申請に基づき選考を行い、入学料の全額または半額を免除することがあります。

●対象者 以下、①か②のいずれかに該当する者

①経済的理由（各種ローンや負債等の返済は除く）によって、入学料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められた場合

②入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる場合

●申請手続き

本学ホームページに要項・申請書類を掲載します（12月下旬～1月頃予定）。ダウンロードして作成の上、**入学手続きの書類に同封**してご提出ください。

●判定結果の通知 5月下旬に結果を送付（予定）

(2) 授業料免除

経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業成績が優秀であると認められた者、その他やむを得ない事情があると認められた者について、願い出により選考の上、授業料の全額、または一部の額の免除が許可される制度です。

申請は、半期（前期・後期）ごとに行いますので、それぞれ申請が必要です。

●対象者 以下、①か②のいずれかに該当する者

①経済的理由（各種ローンや負債等の返済は除く）によって、授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められた場合

②入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合

なお、所定の要件を全て満たす大学院博士後期課程の入学者については、上記とは別の免除制度も設けています（詳細は、要項をご参照下さい）。

●申請手続き

本学ホームページに要項・申請書類を掲載します（1月下旬～2月頃予定）。ダウンロードして作成の上、**申請期間内に大学窓口へご提出**ください。

●判定結果の通知 7月下旬に結果を送付（予定）

【ご参考】

本学ホームページ（学費免除・奨学金制度）

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/convenient/campuslife/exemption.php>

2. 授業料後払い制度（博士前期課程・専門職学位課程）

本制度は、大学院修士課程（博士前期相当の課程を含む）や専門職学位課程の在学者が、在学中は授業料を納付せず、大学院修了後、所得等に応じて返還することで、授業料を「後払い」とする制度です（無利子貸与である第一種奨学金の一形態です）。本制度では、授業料相当額の支援である「授業料支援金」と、在学中の生活費の支援である「生活費奨学金」の2つの支援を無利子で受けることができます。なお、生活費奨学金は、日本学生支援機構より学校ではなく奨学生本人の口座に振り込まれます。

●対象者 以下の要件をすべて満たす者

- ①令和6年度以降に大学院修士段階（博士前期課程・専門職学位課程）に入学した者
- ②本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- ③日本学生支援機構の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ④過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

●留意点

- ・本制度は、第二種奨学金との併用が可能です。併用に当たっての諸条件は第一種奨学金と同様です。
なお、**本制度と第一種奨学金との併用はできません。**ご注意ください。
- ・保証制度は、「機関保証制度」への加入が必須です。

【参考】

（日本学生支援機構 後払い制度）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/atobarai/index.html>

（本学ホームページ（学費免除・奨学金制度））

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/convenient/campuslife/exemption.php>

3. （博士前期課程・専門職学位課程）第一種奨学金に係る返還免除内定制度

本制度は、博士前期課程及び専門職学位課程の入学時に、貸与を受ける予定の第一種奨学金の返還免除を「内定」する制度です。返還免除内定候補者になると、貸与期間終了年度に返還免除の申請を行うことにより、返還免除候補者として大学から推薦されます。詳細については、11月頃に本学ホームページ（学費免除・奨学金制度）に要項等を掲載する予定です。

●留意点

- ・本制度に内定した場合でも自動的に返還は免除されません。大学院第一種奨学金の貸与終了年度における「特に優れた業績による返還免除」の申請が必要です。
- ・内定制度で採用されなくても、免除される機会がなくなるわけではありません。大学院第一種奨学金の貸与終了年度において「特に優れた業績による返還免除」制度に申請することは可能です。

◆お問い合わせ先◆

以上について、ご不明点等ございましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。

宇都宮大学学務部学生支援課学生支援係

TEL 028-649-5102 メール shougaku1@a.utsunomiya-u.ac.jp